

「府民サービス」と「負担」の状況

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんにご負担をしていただかなければならないものです。

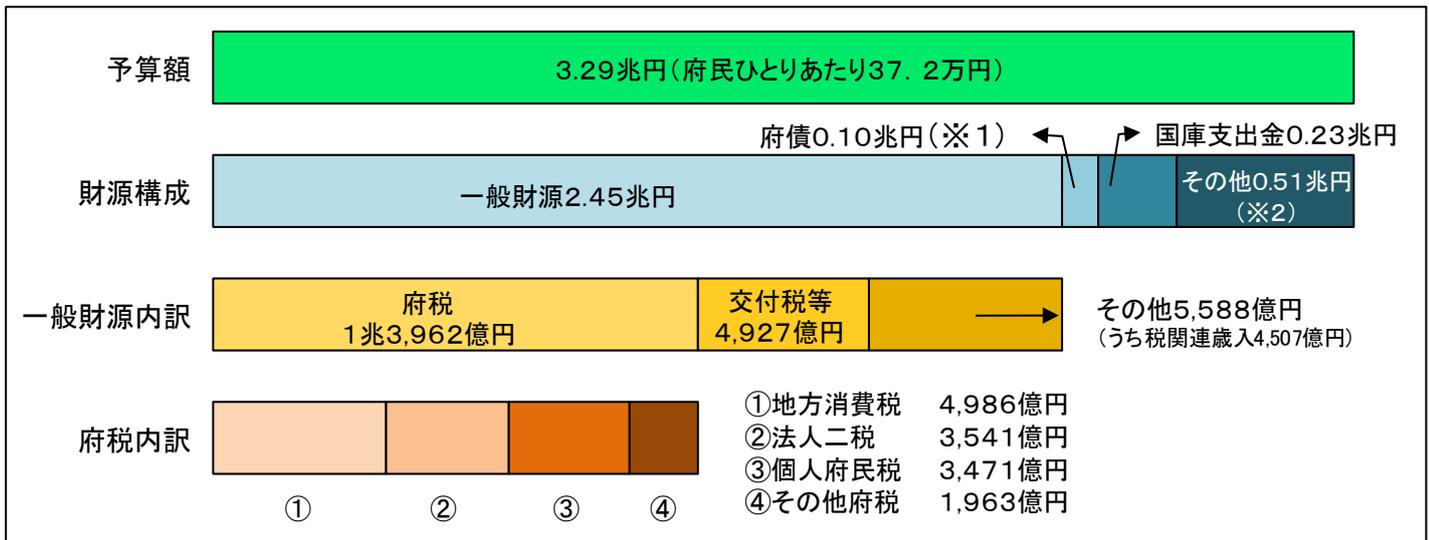
財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、平成27年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況について、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源を中心に説明します。

府の予算と財源の構成

大阪府の予算のうち、一般財源は約7割となっています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

一般財源は、府民のみなさんに直接ご負担していただく府税収入が約6割を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も約2割を占めています。交付税や国庫支出金などは国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形でどこかで府民の皆さんが負担されているものと言えます。

なお、府では、大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要への対応や、大阪の再生に向けた緊急かつ重要な課題に対処するため、法人二税（法人府民税及び法人事業税）の超過課税（地方税法が定める標準的な税率を上回る税率により課税）をお願いし、約361億円の税収を確保しています。



※1 府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補填債は含まれていません。

(ここでは「一般財源」の「交付税等」に含めて表しています。)なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100%又は75%が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※2 その他には貸付金の償還金収入、特定の方が利用するサービスの使用料・手数料などが含まれます。

各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。

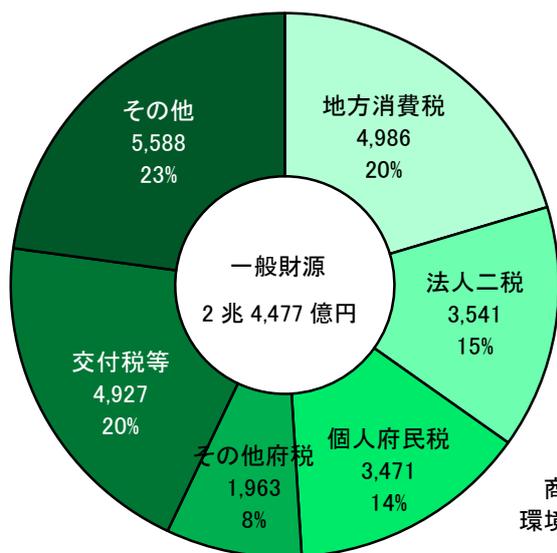
一般財源の使いみち

自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成27年度当初予算で確保を見込んでいるのは約2.4兆円であり、府の行政活動に要する経費の約7割を占めています。

一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。このうち約6割を占める府税についてみると、府民の皆さんが負担される消費税8%のうち1.7%にあたる地方消費税が、全体の約20%を占めています。また、法人二税が一般財源の約15%を、個人府民税が同じく約14%を占めていることとなります。

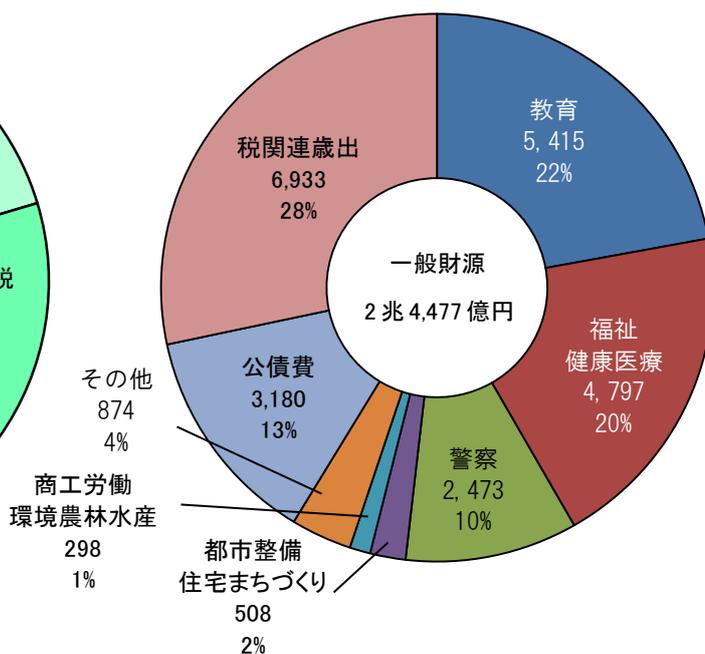
一方、一般財源の使いみちは、教育分野が約22%、福祉・健康医療分野が約20%、警察分野が約10%などとなっています。なお、学校の教職員や警察官の数、福祉・健康医療分野の各種制度などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。

一般財源の構成



「その他」は、地方消費税の他府県清算金や地方譲与税などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金など

一般財源の使いみち



税関連歳出は、税関連の交付金、還付金、清算金など
 その他は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、空港推進費、府民文化費など

※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。

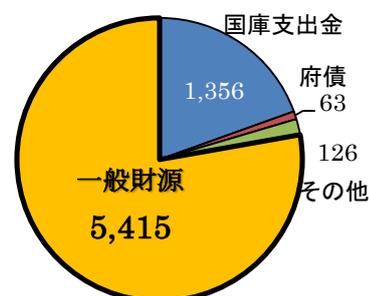
■各施策分野で見た財源内訳と一般財源の主な使途

◇教育

6,961億円のうち一般財源5,415億円（約78%）

ほかに国庫支出金1,356億円、府債63億円、その他126億円

職員費（教職員以外・退職手当含む）	71億円
退職手当（教職員分）	592億円
小・中学校（教職員費）	2,554億円
高等学校	821億円
特別支援学校	416億円
府立大学	128億円
私学振興（私学助成等）	729億円 など



◇福祉・健康医療

5,576億円のうち一般財源4,797億円（約86%）

ほかに国庫支出金392億円、府債85億円、その他301億円

職員費	168億円
高齢者福祉（介護保険など）	2,018億円
国民健康保険事業	968億円
児童福祉	690億円
障がい者福祉	530億円
府立病院機構運営費負担金	98億円 など

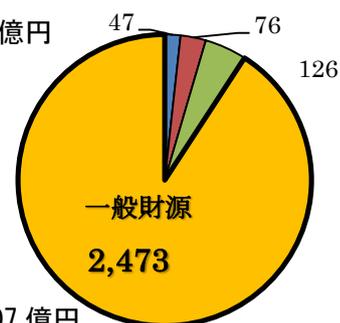


◇警察

2,721億円のうち一般財源2,473億円（約91%）

ほかに国庫支出金47億円、府債76億円、その他126億円

職員費（退職手当含む）	2,298億円
警察活動費	73億円 など



◇商工労働・環境農林水産

4,588億円のうち一般財源298億円（約6%）

ほかに国庫支出金65億円、府債18億円、その他4,207億円

職員費	106億円
中小企業向け制度融資損失補償	42億円
企業立地促進補助金	17億円
雇用推進・職業能力開発等	20億円
環境保全・農林水産業の振興等	44億円 など

制度融資等の実施のため、金融機関への単年度貸付を4,109億円行っており、「その他」が大きくなっています。



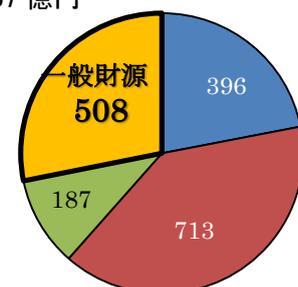
◇都市整備・住宅まちづくり

1,803億円のうち一般財源508億円（約28%）

ほかに国庫支出金396億円、府債713億円、その他187億円

職員費	167億円
下水道	178億円
河川海岸	35億円
道路橋りょう	24億円 など

社会資本の整備には、府債や基金からの繰入金を多く活用しています。



※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。

府税の負担の状況

一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

その中で、広く府民の皆さんに負担をしていただいているのが府税であり、その主要な税目が地方消費税、法人二税及び個人府民税です。

これらの税目について、一世帯あたり、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、教育、福祉、警察などの各施策分野に使われていることとなります。

■地方消費税

総額 4,986 億円

◇上記のうち府民の皆さんの消費に相当する額 3,498 億円／府内の世帯数 396 万世帯
⇒ 府内の一世帯あたり 8.8 万円

府民の皆さんが負担する 8%の税率のうち、地方消費税は 1.7%です。

平成 27 年度当初予算における地方消費税の額は 4,986 億円ですが、そのうち、府民の皆さんの消費に相当する額（最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算した額）は 3,498 億円です。

■法人府民税

総額 741 億円 ◇均等割 155 億円／対象 23.4 万法人 ⇒ 一法人あたり 6.6 万円

◇法人税割 586 億円／対象 7.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 74.0 万円

税額は、「均等割」については資本金の額に応じて 2 万円～160 万円、「法人税割」については、平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度分は法人税額の 5%又は 6%、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分は 3.2%又は 4.2%です。

■法人事業税

総額 2,800 億円 ◇外形標準課税 571 億円／対象 0.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 665.7 万円

◇所得（収入）割 2,229 億円／対象 7.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 281.6 万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与額等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得割は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度分は所得の 1.69～5.78%、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分は 2.39～7.18%が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額が決められます。

■個人府民税（均等割・所得割）

総額 3,126 億円 / 府内の人口 884 万人 ⇒ 府内の人口一人あたり 35,400 円

/ 納税義務者 383 万人 ⇒ 納税義務者一人あたり 81,500 円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

◇均等割 年 1,500 円／人

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、臨時的措置として均等割の税率（年額 1,000 円）に 500 円が加算されています。

◇所得割（前年所得金額－所得控除額）×税率 4%－調整控除額－税額控除額

※税額や人数、法人数は概数表記であり、平均は別に計算しています。税額は平成 27 年度当初予算、納税義務者数は 26 年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は 25 年度末の数値です。

【参考】 府民所得と府税負担の状況

年度	府人口 (A)	府民所得		府税		所得に対する 負担率 (C)/(B)
		実額 (B)	一人当たり額 (B)/(A)	実額 (C)	一人当たり額 (C)/(A)	
	千人	百万円	円	百万円	円	%
18	8,828	27,840,799	3,153,856	1,280,558	145,056	4.6
19	8,839	28,436,957	3,217,207	1,426,023	161,333	5.0
20	8,847	27,202,400	3,073,824	1,356,732	153,355	5.0
21	8,855	25,661,104	2,895,764	1,094,631	123,617	4.3
22	8,865	25,761,983	2,905,953	1,065,750	120,220	4.1
23	8,861	26,224,034	2,958,004	1,042,750	117,679	4.0
24	8,856	26,030,125	2,936,836	1,069,592	120,776	4.1
25	8,849	26,046,711	2,939,716	1,117,054	126,235	4.3
26	8,836	-	-	1,206,450	136,538	-

- (注) 1 府人口は、各年度 10 月 1 日現在の総務省推計人口である。ただし、22 年度は、国勢調査人口である。
2 府税は、各年度の決算額である。ただし、平成 26 年度は最終予算額である。
3 府民所得の「実額」及び「一人当たり額」は「大阪府民経済計算」報告書による。但し平成 25 年度は早期推計による。
4 府民所得の各年度の数値は、基準改定後(17 年基準)の数値である。
5 府民所得は、推計方法の改善、最新の統計調査の利用等により、数値の遡及改定を行っている。
6 府民所得は、府民雇用者報酬、財産所得(非企業部門)及び企業所得の合計値である。